

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(3) 平成26年度内部評価未実施について(対応済) (指摘3)</p> <p>平成26年度の内部評価委員会による評価については、内部評価委員会は開催している。しかし、事務局において事後評価手続が適切に認識できていなかったため、各研究課題に対し、内部評価委員からの意見を徴取したものの、評価基準に基づく評価ができていない。なお、環境科学研究センターでは、既に適切な評価が出来ていなかったことは認識しており、今後は内部評価委員会による評価を適切に行うこととしている。</p>	<p>平成26年度以外の各年度では適切に評価を行っていましたが、平成26年度のみ事後評価ができていなかったため指摘を受けたところです。</p> <p>今後は、「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内部評価実施要綱」で定める評価基準に基づき適切に評価を実施いたします。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>施設のあり方について</p>	<p>(4) 評価体制全般を網羅的に規定した文書がない (指摘4)</p> <p>琵琶湖博物館では審査会・研究報告会・領域会議などによる評価が行われているが、評価体制を全て網羅的に規定した文書がなく、また、監査人と質疑応答の中でも明確とは言い難い説明しかなく、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との整合性を的確に説明できない状況にある。</p> <p>すなわち、総合研究等に関しては、審査会の概要を定めた「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」および審査会の審査手順を示した「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」(館長発出)しかなく、審査会以外の評価については規程がない。そして、専門研究については評価体制に関する規程が全くない。</p> <p>以上から、琵琶湖博物館としての評価体制全般がどのように機能しているか、判別しにくい状況にある。</p> <p>したがって、評価体制を極力「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合すべく、本庁とも十分に協議の上で評価体制を規程化する必要がある。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>研究活動の評価については、これまで「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」に沿って評価を行ってききましたが、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との対応関係が明確でなく、また同指針に定める追跡評価を行っていませんでした。</p> <p>このことから、同指針と整合を図り、評価体制全般について規定した「滋賀県立琵琶湖博物館研究評価実施要綱」等を平成29年4月に策定しました。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(2)戦略的博物館について（意見2）</p> <p>平成23年度から平成27年度の評価の変遷を見ると、戦略的博物館学の評点が低くなっている。すなわち、『「ミュージアム・リテラシー」を軸とした戦略的博物館学』（研究期間：2011年）および共同研究『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』（研究期間：2012年～2015年）の評点が低い。評点が低いこと自体は、評価が厳格に行われていることの証左ではあるが、検討すべきは低評価に至った理由である。</p> <p>そこで、最近の研究である『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』の評価状況を確認すべく、「審査委員会の審査結果-コメントと要望-」（琵琶湖博物館館長コメント）を閲覧したが、これによると審査委員に十分な理解を得ようとするようなプレゼンテーションではなかったようである。また、この研究の研究代表者は、2015年9月の審査会において共同研究「科学館的手法を湖沼現象の理解に結びつける方法論の実践的研究」の研究代表者として評価を受けているが、この研究も2015年9月の審査会で評価を受けた研究の中で、最も低い評価となっている。</p> <p>このように戦略的博物館学の評点が低い状態で推移していることは、博物館学そのものが比較的新しい研究分野であること、また、当該共同研究の代表者が他の研究などで非常に繁忙であった（2015年度琵琶湖博物館業績目録より）など、様々な原因が考えられるものの、博物館学研究領域の中核をなすであろう研究の評点が低く、長年に渡り研究成果が十分出ていない状況は、琵琶湖博物館として決して好ましいものではない。低い評点が続いている原因を琵琶湖博物館として検討し、研究成果が出るよう改善を求めたい。</p>	<p>博物館学は、比較的新しい研究分野でもあり、他の研究分野に比べれば評点が低いことが課題であると認識しています。</p> <p>今後は琵琶湖博物館で行っている研究セミナー等での学芸員間の議論をはじめ、博物館学分野の学会・研究会での発表を通じての情報交換などを積極的に行うことで、博物館学領域の研究を推進していくこととします。併せて、博物館学を専門とする外部研究者にアドバイスを求めることができる仕組みも検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
施設のあり方について	<p>(3) 専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」について（意見3）</p> <p>平成27年度に実施された専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」は、共同研究等よりも多額の900,000円が予算配分されているがこれは館長の出張旅費（フランス（9泊10日））である。これも一種の研究費ではあるが、2015年度琵琶湖博物館専門研究計画調書を見ると純粹に旅費のみであるため、他の専門研究とは区別するために、当該費用は旅費として計上することも検討されたい。</p>	<p>これまで館長の専門研究費は、海外の関係機関との研究・事業に関する協定締結や国内の博物館関係の会議などの旅費を予算計上していたものでした。</p> <p>意見を踏まえ、平成30年度からは、専門研究費とは区分して出張旅費として計上します。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況について	<p>(1) 観覧料徴収事務の委託方法について (指摘13)</p> <p>琵琶湖博物館の数千万円にも上る観覧料収入が収納される預金口座が、徴収事務委託先の一会計責任者の個人名義かつ私印により開設されており、横領等が発生しやすい管理状況であると指摘せざるをえない。また、預金口座の法的帰属があいまいであるため、委託先会社または会計責任者が破産等した場合の貸倒れリスクが存在する。</p> <p>観覧料収入について、徴収事務委託者に対し滋賀県として開設した預金口座へ日々入金させる、または観覧料収入の調定を日々実施するなどの運用に変更することを検討しなければならない。</p>	<p>観覧料については、地方自治法施行令および滋賀県財務規則に基づき、徴収事務委託契約を締結した受託業者が徴収し、県に月に1回払い込んでいました。</p> <p>指摘を踏まえ、県会計管理局が平成29年4月1日付けで滋賀県財務規則を改正したことから、これに基づき、琵琶湖博物館では、今年度から原則として毎日調定をした上で観覧料を収納しているところです。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況について	<p>(1) 知的財産管理体制の整備について (意見11)</p> <p>試験研究機関が有する知的財産は固有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い、そして他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。</p> <p>なお、例えば企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。</p>	<p>知的財産管理体制については、特許庁が平成28年3月に発行した「公的試験研究機関知的財産管理活用ガイドブック」等も参考にしつつ、研究分野の特性に応じた最適なあり方を検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>人件費の状況について</p>	<p>(2) 研究毎に投下された職員費の把握について (指摘18)</p> <p>試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。</p> <p>例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。</p> <p>さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】</p> <p>各研究者について、職務内容を研究テーマごとに整理しており、研究に費やす時間の把握を行っていますが、他の試験研究機関の状況も踏まえつつ、より良い把握方法について検討してまいります。</p> <p>【琵琶湖博物館】</p> <p>琵琶湖博物館の研究活動は、基礎研究が主であり、投下時間数（人件費）のみを指標として、その費用対効果を測定することは困難ではありますが、指標の一つとして、学芸員が研究に費やす時間を把握する方法について、他の試験研究機関の状況も踏まえつつ、検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>契約事務の状況について</p>	<p>(1) 水質実験調査船建造工事の施工監理業務委託契約について（意見15）</p> <p>当施工監理業務は、果たして別途に外部委託契約として実施する必要があったのであろうか、当契約は県が設置する監督職員による施工監理監督で足りるのではないかについて検討する。</p> <p>今回の船舶建造工事については、設計と施工の分離発注が行われた。ただ、結果的に設計者と施工者が同一者となったため、当センターは、客観的な立場から施工監理を行うとの観点から、別途、施工監理業務委託の契約を行った。一方で、平成23年には、琵琶湖丸（滋賀県水産試験場）、平成24年にはあらわし（滋賀県水産課）が県の船舶として発注されているのであるが、これは設計と建造とも1者見積りによる随意契約で行われ、全て（株）空兵衛造船所が受注した。このときには、設計者と施工者が同一者であるにもかかわらず、別途、施工監理業務委託は行われていない。理由は、水産課所属の設計・積算のできる農業土木の技術職員が監督員として、また、船舶を操縦する水産職員が主任監督員として、両船舶の施工監理を担当していたことによる。</p> <p>このような対応が可能なのであれば、今後同様の事態となった場合には、経済性を確保するため、水産課に施工監理を依頼するなどの職員の配置や業務の困難性など勘案しつつ、契約コスト削減に向けて手段を検討する必要がある。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>平成26年度に建造した琵琶湖環境科学研究センターの水質調査船「びわかぜ」（71トン）は、「琵琶湖丸」（19トン）や「あらわし」（14トン）とは船舶の規模が異なり、必要とされる施工監理に係る高い技術力が求められ、農業土木等の県職員による対応は困難であったため、一般競争入札により施工監理業務を委託したものです。</p> <p>今後新船を建造する際には、引き続きコストの削減にも十分留意し事務を進めてまいります。</p>



平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>契約事務の状況について</p>	<p>(2) 水族資料収集・飼育管理業務委託契約について (意見16)</p> <p>琵琶湖博物館は、当契約の随意契約および一者見積の理由として、(株)環境総合テクノスがバイカル湖の生物の飼育展示業務の経験、知識を有する唯一の業者であるということを強調して述べている。しかし、水族館のわずかな部分にバイカル湖の生物の飼育展示コーナーが新設されたのではあるが、当契約の全体としての業務は、このわずかなバイカル湖の生物の飼育展示等の業務を除くと以前の契約となんら変わるものではない。</p> <p>また、このバイカル湖の生物の飼育展示の全ての業務については、バイカル博物館と輸入の契約を交わし、飼育方法等についてバイカル博物館より十分な知識を習得している琵琶湖博物館の指示に従って実施することとされている。なにも、(株)環境総合テクノスだけがバイカル湖の生物の飼育方法等について他の事業者より特にすぐれた特殊技能・経験を有しているわけではなく、当館の適切な指示に従えば、他の事業者でも業務は十分に実施可能と考えられる。</p> <p>従って、これだけの理由による随意契約は不相当と考えられる。</p> <p>たしかに、他に僅かの例しかない淡水の水族館施設であるが、20年以上も同一の事業者との契約が継続されている。当博物館の水族飼育業務に十分対応可能な技術をもつ事業者についての情報収集を進め、今後は競争性、公平性の観点から一般競争入札の実施を検討すべきであると考えます。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>琵琶湖博物館の重要な役割の一つは、希少種の保護増殖活動ですが、それらの生物は入手が困難であることから、自前で繁殖をさせ活動を継続していく必要があります。そのためには、それぞれの生物の習性や繁殖生態を熟知した上での高度な技術が必要です。</p> <p>また、琵琶湖博物館独自のルートで輸入しているバイカル湖産の水生生物等は、飼育技術が十分に確立しておらず、より専門的で繊細な飼育管理の知識や技術を必要としています。</p> <p>こうしたことから、一般競争入札はなじみにくいと考えておりますが、意見を踏まえ、今後の導入可能性について、他の施設の事例等も参考にしながら検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(1) 水質自動測定局の廃棄について (指摘19)</p> <p>①水質自動測定局の廃棄について 平成21年度の包括外部監査で「意見」として指摘された、利用停止中の水質自動測定局の廃棄が全て行われておらず、現時点でも8局(湖心局3局、その他5局)が現存している。特に、琵琶湖に浮かべている湖心局3局のうち2局については、琵琶湖に固定しているチェーンが耐用年数を超過しており、チェーンが切れた場合に船舶航行者を危険にさらす可能性がある。さらに、点検等に対する年間維持費が2,500千円程度必要なことから早急に廃棄することが必要である。</p> <p>②建物の使用状況の変更について (対応済) 水質測定局5か所(薩摩、安曇川、宇曾川、長命寺川、日野川)については、未利用であるが、定期監査調書の財産管理状況調べの建物使用の有無の欄には、「有」と記載されているので「無」の記載とし、未利用財産であることを明示することが必要である。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>①水質自動測定局の廃棄について 湖心局3局については、これまで船舶の航行安全確保に要する維持管理を行っていますが、耐用年数を超過していることからチェーン破断のリスク等があるため、平成28年3月策定の「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に位置づけ、今年度から2年間をかけて除却することとしています。</p> <p>②建物の使用状況の変更について (対応済) 記載誤りであったことから、平成28年度の定期監査調書では、「無」と記載しております。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	(2)重要物品以外の現物確認について (指摘20)  重要物品以外の備品については、定期的な現物確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。現物確認の実施方法については、数年でローテーションするなど実施可能なルールを作成しておくことが必要である。	適切な備品管理を図るため、今年度から重要物品以外の備品についても現物確認を実施します。なお、点数が膨大であるため、数年でローテーションすることとし、その具体的な方法については検討してまいります。
	(3)船舶の保険加入について (指摘21)  琵琶湖博物館が保有している船舶「うみんど」については、共済保険に加入していないため、共済保険の加入が必要である。	今年度から損害保険会社と契約し、船舶保険に加入しました。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	<p>(7)①(ア) 棚卸実施に関する文言について(対応済) (指摘25)</p> <p>琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。</p>	<p>平成29年2月に「薬品の取扱いに関する取り決め」に棚卸しに関する規定を追加するとともに棚卸しを実施したところであり、今後、薬品類の棚卸しについては、最低年1回実施することとします。</p> <p>なお、平成29年4月には、「薬品の取扱いに関する取り決め」に替わる規程として、より詳細に毒劇物の管理について規定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を定めたところです。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(7)①(イ) 管理規定と現状の管理体制の不一致について(指摘26)</p> <p>管理規定が休止したシステムを前提としており、現状の管理体制と一致していないため、管理規定を現状の管理体制と整合させる必要がある。</p>	<p>琵琶湖環境科学研究センターでは、「滋賀県琵琶湖環境・科学研究センター薬品管理規程」に基づき、薬品管理を行ってまいりましたが、現在、休止している「薬品管理システム」に係る規定が削除されず残っていたため指摘を受けたところです。</p> <p>そのため、平成29年5月に新たに「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター化学薬品安全管理規則」を定め、現状の管理体制と整合させたところです。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	(7)② 棚卸しの実施について(対応済)(指摘27)  必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。	毒劇物を含む薬品類の棚卸しについては、平成29年2月に実施しました。今後は、平成29年4月に定めた「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づいて、最低年1回の棚卸しを実施し、適正な管理に努めます。
	(7)③ 長期未利用毒劇物の廃棄について(指摘28)  10年以上長期未利用の毒劇物を保有しているが、必要性がないのであれば廃棄する必要がある。	長期未利用毒劇物の廃棄については、「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づいて、今後の利用予定を把握し、必要のないものについては廃棄いたします。
	(7)④ 管理帳簿の記帳について(対応済)(指摘29)  毒劇物の管理帳簿への記帳が行われていなかったため、今後は適切な記帳を行う必要がある。	これまでは、毒物についてのみ使用の都度、管理帳簿への記載を行っていましたが、平成29年2月に劇物についても管理帳簿を整備し、記帳を行っているところです。今後も、「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」に基づいて、適切に記帳を行ってまいります。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(2) 研究用備品の有効活用について (意見18)</p> <p>研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。</p> <p>利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】【琵琶湖博物館】</p> <p>「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において、参加する各試験研究機関が保有する機器の更なる情報共有を行うとともに、その他の県立機関に情報提供をすることについても検討してまいります。</p>
	<p>(3) 新建造船舶の共同利用について (意見19)</p> <p>琵琶湖の同じ地域を測定するにも係らず、研究目的が違うなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。中には運航日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していく必要である。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】【琵琶湖博物館】</p> <p>今後、新たに研究用の船舶を建造する場合は、研究機関相互での共同利用の可能性についても検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	<p>(5) 研究用備品の利用状況の把握について (意見21)</p> <p>研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。</p>	<p>研究用備品の利用状況の把握については、これまで、一部の研究用備品で利用状況を記録しているものもありましたが、今後は適正管理の一環として、高額な備品について利用状況を把握することとします。</p> <p>併せて、利用状況等を踏まえて、他の研究機関との共同利用や移管、研究活動に利用できないものの処分について検討してまいります。</p>



平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況 について</p>	<p>(6)研究用備品の損害保険契約について(意見22)</p> <p>各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。</p>	<p>【琵琶湖環境科学研究センター】【琵琶湖博物館】</p> <p>災害に伴う損害発生リスクと付保によるコストについての比較検討などを行った上で、高額な研究用備品の保険加入について検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況について	<p>(7) 船舶「うみんど」の有効利用について (意見23)</p> <p>船舶の「うみんど」を保有しているが、年18日(1.5日/月)しか運行していない。他の研究機関からの調査の受託や研究に「うみんど」を積極的に利用するなど、一層の活用を図る必要がある。</p>	<p>船舶「うみんど」は、湖岸域の水面下の調査を行うことに適した小型調査船であり、水草や湖底の堆積物の調査で貴重な試料やデータを収集しています。今後、試験研究機関連絡会議などを通じて、小型船舶の特性を生かした湖での研究調査等への利用を呼びかけるなど、一層の利活用に取り組んでまいります。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
その他の状況について	<p>(2) 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について（指摘33）</p> <p>著作物の不適切な引用については、平成28年11月に解決したものであること、また、これに対する改善策も既に行われており、今後、著作物の不適切な引用が発生する可能性が低くなったことから、上記の問題点の多くは意見とする。しかし、本庁への連絡なく館長名で謝罪が行われたことについては、本件に限った事象ではなく、また、監査人としては、適切なガバナンスの観点から看過できない問題である。</p> <p>通常、館長名で謝罪が行われることは重大なことであり、琵琶湖博物館が長年培ってきた信頼・ブランドを毀損しかねない事項である。しかし、このような重大事項にも関わらず、琵琶湖博物館は本庁の了承を得ないまま謝罪を行っていることは、大きな問題であった。本来は、著作者からの指摘があった段階で早急に本庁と連絡し、対応を協議すべきであった。</p> <p>また、本庁と普段からコミュニケーションを取りながら、本件を報告しなかった状況を勘案すると、コンプライアンスに関わるような重要事項については、速やかに本庁へ報告し協議を行うことを徹底されたい。</p>	<p>今後は、より一層本庁との連絡を密にし、特に本事案のような重要事項については速やかに報告および相談を行うことを徹底いたします。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>その他の状況について</p>	<p>(1) 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について (意見30)</p> <p>①最初 (平成27年9月29日) の通報に対する対応 (調査が不十分であったこと)                      最初の通知の段階では当該学芸員による確認しか行われておらず、調査としては甚だ不十分であった。学芸員が著作権侵害を認めている時点で、著作権に対する理解が不十分であることは明らかであり、そのような状況で学芸員が「他の箇所には著作権侵害等はない。」と言っても信用できるものではなく、琵琶湖博物館としては、この段階で調査委員会を立ち上げて適切な調査を行うべきであった。</p> <p>② 滋賀県が当該学芸員と著作者との和解内容を把握していない (対応済)                      当該学芸員と著作者との和解内容は、著作者の本件に対する認識や謝罪受け入れの状況などにも関わる事項でありながら、和解内容を把握していない。また、当該学芸員に対する管理監督責任を認識しながら、ガイドラインで必要とされていなければ把握しなくても良い、という考えは矛盾している。さらに極端かもしれないが、実際には和解していない可能性も考えないといけない。発生しうるリスクを考えて、それに対応するコスト等を勘案すれば、和解状況を確認することがリスク回避につながる。以上から、早急に和解状況を確認すべきである。                      なお、本件については監査報告時点では、滋賀県は和解内容を確認済みであり、問題は解消しているものの、今後も万が一同様の事象が発生した場合には、留意されたい。</p>	<p>今後、本件のような不正事案が発生した場合には、速やかに調査に着手するよう徹底いたします。</p> <p>なお、本事案を契機としまして、平成28年7月に研究員の行動規範や不正行為の防止に関する規程、不正行為に係る調査要綱などを整備するとともに、職員研修の実施等により、研究活動における不正行為の防止に努めております。</p>